

議案第 37 号

関市生涯学習センター条例の一部改正について

関市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

生涯学習センターの使用料の改定等をするため、この条例を定めようとする。

関市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

関市生涯学習センター条例（平成20年関市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「あらかじめ」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第16条第1項中「あらかじめ」を削り、同条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

別表1の表中「研修室3」を削り、別表2の表体育施設の項中「アリーナ」の次に「（全面）」を加え、

「

ランニング コース	100	100	100	300	30
--------------	-----	-----	-----	-----	----

を

」

「

アリーナ （全面）	2,000	2,500	2,350	6,850	650
--------------	-------	-------	-------	-------	-----

に

」

改め、同表研修施設の項中

「

小会議室	150	200	200	550	50
和室1	300	400	350	1,050	100
和室2	300	400	350	1,050	100

を

」

「

和室	600	800	700	2,100	200
----	-----	-----	-----	-------	-----

に、

」

「

創作活動	600	800	700	2,100	200
------	-----	-----	-----	-------	-----

室					
マルチメディアセンター	150	200	200	550	50

を

「

創作活動室	600	800	700	2,100	200
-------	-----	-----	-----	-------	-----

に

改め、同表中

「

区分		単位	使用料（円）
舞台設備等	舞台袖用操作卓	1台	500
	演台	1台	500
	花台	1台	200
	司会者台	1台	200
	ピアノ	1台	4,000
	スクリーン	1式	500
	舞台用カーペット	1式	4,000
照明設備等	サスペンションライト	1列	1,000
	アッパーホリゾンライト	1列	1,000
	フロントサイドライト	1式	2,000
	シーリングライト	1式	3,000
	ピンスポットライト	1台	200
	音源卓	1台	2,000
	移動式スピーカー	1組	500
	プロセニウムスピーカー	1式	1,000
	固定はねかえりスピーカー	1台	500
	ワイヤレスマイクロホン	1本	500

を

	マイクロホンスタンド	1本	100
その他の備品	カラオケセット	1式	3,000
	移動式音源卓	1台	1,000
	移動式スピーカー	1組	500
	椅子	1脚	100
	会議用机	1台	100
	座卓	1台	100
	マイクロホン	1本	500
	ワイヤレスマイクロホン	1本	500
	ヘッドセットマイクロホン	1本	1,000
	液晶プロジェクター	1台	1,000
	移動式スクリーン	1台	500

」

削り、別表3の表調理実習室の項の次に次のように加える。

会議室1-1	300	400	350	1,050	100
会議室1-2	300	400	350	1,050	100

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条及び第16条の改正規定並びに次項の規定は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条及び第16条の規定は、令和4年4月1日以後の使用に係る使用料及び利用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用に係る料金については、なお従前の例による。